

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年2月28日

葛飾区長

葛飾区条例第4号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第2条の3を削る。

第3条中「指定管理者（置場にあつては、区長）」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第4条第2項中「指定管理者」を「区長」に改め、同条第3項中「指定管理者は、」を削る。

第6条中「指定管理者（登録制置場にあつては、区長。第5号において同じ。）」を「区長」に、同条第5号中「指定管理者」を「区長」に改める。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 駐車場の使用料は、一時利用にあつては1日1回200円又は駐車時間1時間につき50円の範囲内において、定期利用にあつては1箇月につき3,000円（規則で定める学校に在学する者にあつては、2,100円）の範囲内において規則で定める。

2 置場の利用は、無料とする。

第7条の次に次の3条を加える。

（回数券）

第7条の2 区長は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。

2 回数券は11枚つづりとし、発行価額は一時利用の10回分に相当する額とする。

(使用料の納付時期等)

第7条の3 一時利用をする者は、使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める駐車場の一時利用をする場合は、利用終了時に使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、回数券の交付を受ける者は、交付の際に使用料を納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、一時利用した者以外の者から事後に使用料を徴収することができる。

4 定期利用をする者は、第4条第2項の承認の後において規則で定める時期に使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条の4 区長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第8条を次のように改める。

(使用料の還付)

第8条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

第10条第9号中「指定管理者（置場にあつては、区長）」を「区長」に改める。

第11条中「指定管理者（登録制置場にあつては、区長。第3号において同じ。）」を「区長」に改め、同条第3号中「指定管理者」を「区長」に改める。

第12条中「指定管理者（置場にあつては、区長。第3号において同じ。）」を「区長」に改め、同条第3号中「指定管理者」を「区長」に改め、同条第2項を削る。

第15条から第20条までを削り、第21条を第15条とする。

別表(1)の部葛飾区立石北第二自転車駐車場の項及び葛飾区立石北第一臨時自転車駐車場の項を削り、葛飾区立石北第一仮設自転車駐車場の項の次に次のように加える。

〃 立石北第二仮設自転車駐車場	〃 立石四丁目22番
〃 立石北第三仮設自転車駐車場	〃 立石七丁目2番
〃 立石西自転車駐車場	〃 立石三丁目1番6号先

別表(2)の部葛飾区四つ木北自転車置場の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の部から葛飾区立石北第二自転車駐車場の項及び葛飾区立石北第一臨時自転車駐車場の項を削る改正規定並びに同部に葛飾区立石北第二仮設自転車駐車場の項、葛飾区立石北第三仮設自転車駐車場の項及び葛飾区立石西自転車駐車場の項を加える改正規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた施行日以後の利用に係る申請のうち、承認されたものは区長が承認したものとみなし、承認又は不承認がされていないものは区長に申請がされたものとみなす。
- 3 施行日前に施行日以後の利用に係る利用料金を納付した者は、施行日以後の利用に係る使用料の額に相当する額の使用料を、区長に納付したものとみなす。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の第17条の規定により指定管理者が発行した回数券は、この条例による改正後の第7条の2の規定により区長が発行したものとみなす。